



循環経済に係る最近の政府動向と 再資源化事業等高度化法の概要



1. 循環経済に係る最近の政府動向 ～循環経済を国家戦略に～

我が国の現状・課題と、解決に向けた道筋（循環経済先進国としての国家戦略）



- 資源循環への対応は、環境面のみならず、経済・社会面からも重要な社会的課題。
- 循環経済への移行に国家戦略として取り組み、環境制約、産業競争力強化・経済安全保障、地方創生・質の高い暮らしの実現という様々な社会的課題を同時に解決。

主な課題・背景

主な政策的対応

実現される将来像

環境制約への対応

気温上昇・種の絶滅が加速

- ・ネット・ゼロ、ネイチャーポジティブとの統合的施策（資源循環が約36%のGHG削減に貢献可能）
- ・廃棄物の適正処理の確保、有害廃棄物対策

- ・資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制
- ・気候変動、生物多様性保全、環境汚染防止等の同時解決（シナジー推進）
- ・環境負荷と経済成長の絶対的デカップリング

産業競争力強化・経済安全保障

バッテリー・自動車・包装材等で再生材利用強化の動き

世界資源需要増で資源獲得競争 鉱物等資源の価格高騰と供給懸念

- ・環境配慮設計・高度な再資源化で再生材の利用・供給拡大
- ・バリューチェーン循環性等の国際ルール形成主導
- ・輸入した鉱物・食料等の資源を最大限循環利用
- ・鉱物等の国内外一体的な資源循環を強化

- ・ライフサイクル全体で徹底的な資源循環の実現
- ・国内外一体の資源循環体制構築
- ・製品・サービスの競争力を向上
- ・我が国の国際的なプレゼンスを向上

地方創生・質の高い暮らし

地域経済の縮小、人口減少・少子高齢化、空き家・空き店舗等

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会からの脱却が必要

- ・地域の特性を活かした資源循環システムの構築
- ・地方公共団体が連携協働を促進
- ・再生材を利用した製品、リユース・リペア、食品ロス・ファッションロス削減等でライフスタイルを転換

- ・地場産業の振興や雇用創出、コミュニティの再生など、地域課題の解決
- ・地域資源の特性を生かした魅力ある地域づくり
- ・多様な選択肢の中で行動・ライフスタイルを転換し質の高い暮らしを実現

- 政府の成長戦略である、「**新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版**」（令和6年6月21日閣議決定）において、**循環経済への移行が成長戦略の一つとして位置づけられた。**

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」（抜粋）

（4）循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行

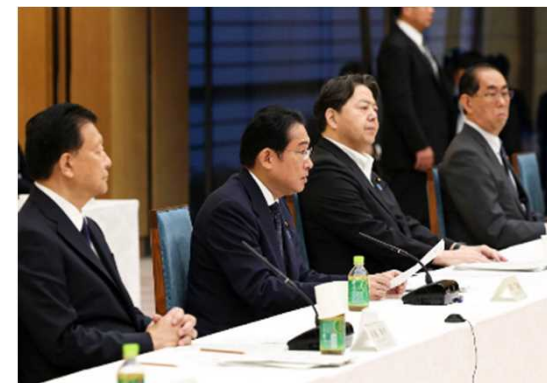
循環経済の実現を国家戦略として位置付け、カーボンニュートラルやネイチャーポジティブの実現に貢献し、規制やテクノロジーを活用しながら取り組むことにより成長機会の獲得につなげ、地方活性化につながる地域循環モデルの構築等により地域とくらしを豊かにするとともに、経済安全保障上、重要な資源を確保する観点から国際ルール形成等を通じ世界をリードする。このため、以下の取組を政府一体で推進し、**第五次循環型社会形成推進基本計画等にもつなげる。**

①事業者間連携やイノベーション等による徹底的な資源循環

今国会で成立した再資源化事業等高度化法による、**地方公共団体ごとの許可を国一括認定に代替する認定制度に基づき、高度な資源循環事業を3年で100件以上認定する**等、製造業等と廃棄物処理・リサイクル等に携わる資源循環業の連携の強化や再資源化の高度化等を支援する。

（略）

- ②循環経済に関する国際ルール形成及びESG投資の促進
- ③経済安全保障を確保するための国内外の資源循環体制の確立
- ④資源循環市場の創出



新しい資本主義実現会議（令和6年6月21日）

- 令和6年7月19日（金）に地方視察として長野県を訪問（SANU[※]を視察）。
- ぶら下がり会見にて、CE（サーキュラーエコノミー）に関して、総理から発言。

（※）SANU（サヌ）とは、自然の中にもう一つの家を持つセカンドホーム・サブスクリプションサービス。

（サーキュラーエコノミースタートアップ事例集（<https://www.meti.go.jp/press/2023/09/20230912002/20230912002-4.pdf>）より抜粋）

視察後のぶら下がり会見での総理発言

1. 「循環経済実現に向けた関係閣僚会議」の新設
2. 循環経済の実現に向けた取組を政府一丸となって進める



【参考】視察後のぶら下がり会見での総理発言（抜粋）

- そして、循環経済、サーキュラーエコノミーについては昨年、富山県で視察をさせていただきました。また、官邸で行われた車座で、サーキュラーエコノミーについて、有識者の方々と意見交換を行ってきましたし、また、国会におきましては、「再資源化事業等高度化法」、こういった法律も成立をさせました。地方創生と経済成長を同時に実現する、これは正に課題解決と経済成長の二兎（にと）を追うという、新しい資本主義の理念に合致する取組であると考えており、国家戦略として、更に循環経済を強力に推進するよういたしました。そして、これは自民党からも提言があった「循環経済実現に向けた関係閣僚会議」を是非新設したいと思っております。月内に関係閣僚会議を開催することによって、経産省あるいは環境省のみならず、政府横断的に、令和の時代の地産地消の循環モデルの創出、さらには再生材の利用、使用済み太陽光パネルのリサイクルの促進など、こうした循環経済の取組を加速させていきたいと思っています。
- サーキュラーエコノミーに関する車座対話や全国各地で対話の場もこれから設けていきたいと思っておりますし、今日、視察させていただきました「SANU」さんのような若い世代の皆様の発想と取組に、是非これからも注目していきたいと思っています。こうした対話や視察を踏まえながら、**循環経済の実現に向けた取組、政府一丸となって進めていきたい**、このように思っています。以上です。

- 循環経済の実現を国家戦略として着実に推し進めるべく、「循環型社会形成推進基本計画」における取組等に関連する取組を政府全体として、戦略的・統合的に行っていくために、第1回循環経済に関する関係閣僚会議を令和6年7月30日に開催。

岸田総理の発言の概要

循環経済の実現は、環境面の課題をはじめ、地方創生や経済安全保障といった社会課題の解決と経済成長を両立させる、「新しい資本主義」を体現するものであり、**国家戦略として取り組むべき政策課題**です。**「循環型社会形成推進基本計画」もふまえ、取組を進めてまいります。**

まず、産業界や全国の自治体と連携して、地域の先進モデル事業への支援を通じた令和の地産地消モデルの推進、中核人材の育成、食品ロス削減などのプロジェクトを進めます。**8月から、車座を開始**し、全国各地での対話の場を設け、若い世代を中心に、地域の意見を丁寧に聞きながら、循環経済に資する豊かな地域やくらしの実現を目指します。**循環経済を支える制度面での対応も強化**してまいります。**自動車メーカー等の製造業と廃棄物・リサイクル業の事業者間の連携促進**や、**再生材の供給・利用拡大**や循環配慮設計の推進を図ります。

また、**使用済太陽光のリサイクル促進のための制度面での対応**も進めます。関係大臣が協力して、これらの取組を具体化した**政策パッケージを年内にとりまとめる**ようお願いいたします。



経済・社会面に着目した施策の展開

今回の計画（第五次計画）

- 循環経済への移行を前面に打ち出す
- 気候変動や生物多様性保全といった環境面に加え、経済安全保障・産業競争力強化・地方創生・質の高い暮らしの実現にも貢献

循環経済を将来世代の未来につなげる国家戦略に

第四次計画(2018)

環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的向上

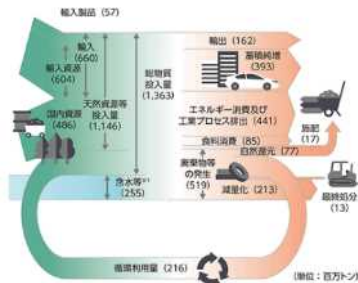
第二次計画(2008)

- ①低炭素社会、自然共生社会との統合的な取組
- ②地域循環圏の構築
- ③国際的な循環型社会の構築

第三次計画(2013)

- ①リサイクルに加え、リデュース・リユースにも着目した施策の強化
- ②東日本大震災への対応

※参考：我が国の物質フロー(2020年度)



第一次計画(2003)

循環利用率・資源生産性・最終処分量の数値目標を設定
物質フロー※の考え方の導入

環境面に着目した施策の展開

第五次循環型社会形成推進基本計画について

計画の構成

< 1 > 我が国の現状・課題と、解決に向けた道筋（循環経済先進国としての国家戦略）

< 2 > 循環型社会形成に向けた取組の中長期的な方向性

< 3 > 目指すべき循環型社会の将来像

< 4 > 各主体の連携と役割

< 5 > 国の取組

5つの柱
(重点分野)
ごとに提示

< 6 > 循環型社会形成のための指標及び数値目標

< 7 > 計画の効果的実施

循環型社会の全体像に関する指標
及び取組の進展に関する指標を設定

5つの柱（重点分野）

1. 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり

2. 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環

3. 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現

4. 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行

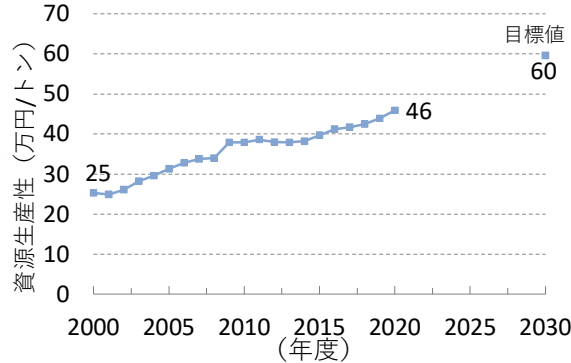
5. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

循環型社会の全体像に関する指標（物質フロー指標）

① 資源生産性

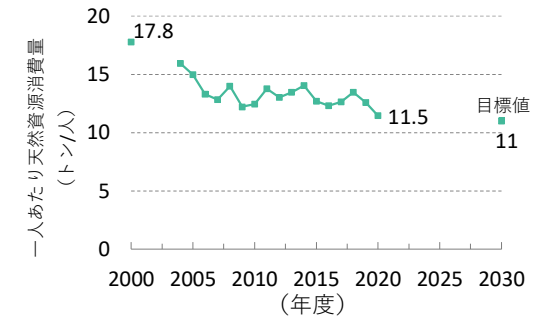
=GDP/天然資源等投入量

より少ない天然資源で生産活動を向上させているかを総合的に表す指標



② 一人あたり天然資源消費量（マテリアルフットプリント）

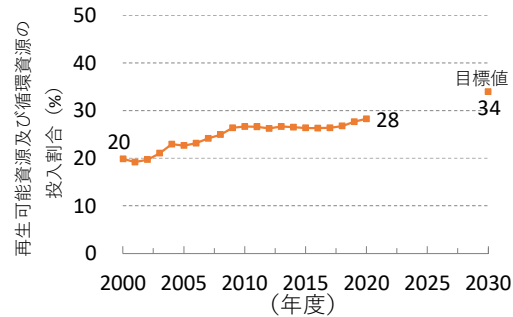
より少ない資源消費での国民生活の実現を表し、循環型社会の形成に向けた取組の総合的な結果を表す指標



③ 再生可能資源及び循環資源の投入割合

= (バイオマス系天然資源等投入量+循環利用量) / (天然資源等投入量+循環利用量)

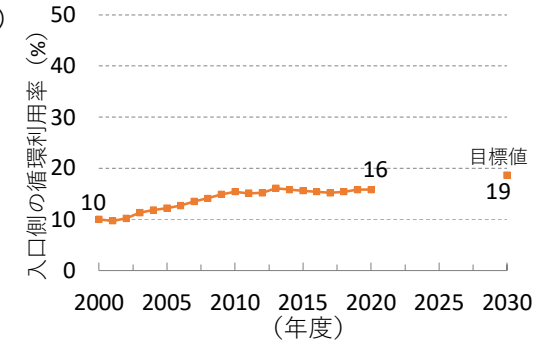
循環経済への移行や温室効果ガスの排出削減の観点から、従来の3Rの取組に加え、Renewableの取組進展も合わせて統合的に測る指標



④ 入口側の循環利用率

= 循環利用量 / (天然資源等投入量+循環利用量)

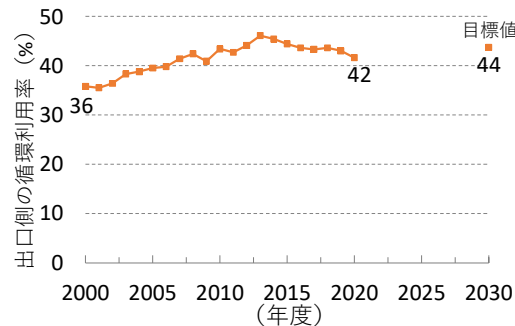
大量生産・大量消費・大量廃棄・大量リサイクルが行われる社会ではなく、入口の部分の天然資源消費が適切に抑制される社会の進展を測るための指標



⑤ 出口側の循環利用率

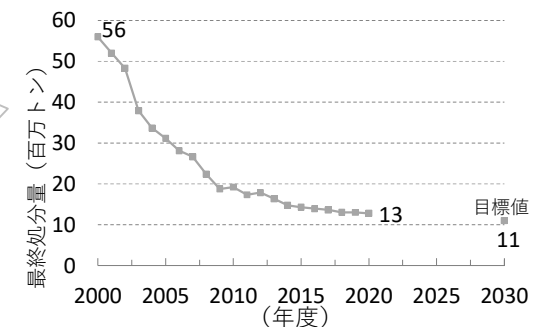
= 循環利用量 / 廃棄物等発生量

廃棄物処理における循環利用への仕向量の拡大の進展を測るための指標



⑥ 最終処分量

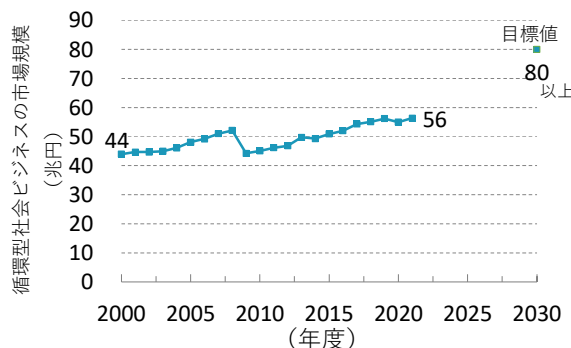
廃棄物の埋立量。廃棄物の排出抑制や循環利用の向上等で進めていくことに減少させてきたが、今後も循環経済への移行に向けた取組を進めることで更なる減少を期待。



循環型社会の全体像に関する指標（取組指標）

⑦ 循環型社会ビジネスの市場規模

企業の取組の進展だけでなく、国民等の意識・行動の結果も含まれており、広く循環経済への移行の進展状況を測る指標



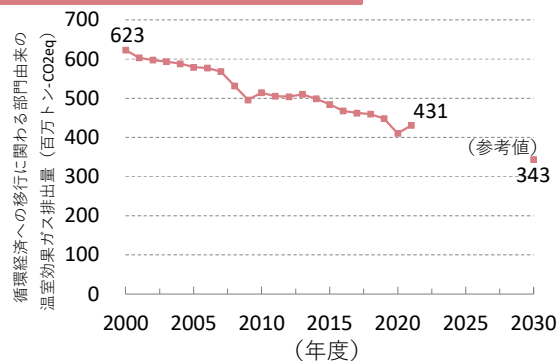
⑧ 循環型社会形成に関する国民の意識・行動

循環型社会の形成を進めるために求められる人々の意識・行動変容の状況を測る指標

	目標値 (目標年次)
廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識	90% (2030年度)
具体的な3R行動の実施率	50% (2030年度)

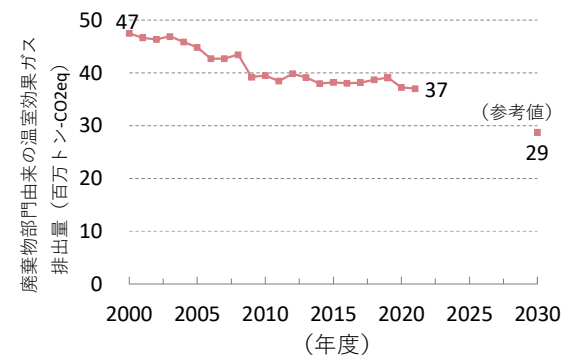
⑨ 循環経済への移行に関わる部門由来の温室効果ガス排出量

資源循環の取組等によるネット・ゼロに向けた総体的な状況を測る指標



⑨ 廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量

リサイクル等の取組の進展に伴う温室効果ガス排出削減を表し、廃棄物部門のネット・ゼロに向けた取組を測る指標



⑩ カーボンフットプリントを除いたエコロジカルフットプリント

生態系サービスの需要量（負荷量）を測ることで、資源循環の取組を含む社会経済の変化による生物多様性への負荷を見ることを目的とした指標

➤ 各取組指標は循環型社会形成に向けた取組における下記の観点を測る指標として設定

取組指標	特に測るべき観点
⑦ 循環型社会ビジネスの市場規模	取組の経済的側面
⑧ 循環型社会形成に関する国民の意識・行動	取組の社会的側面
⑨ 循環経済への移行に関わる部門由来の温室効果ガス排出量、廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量	ネット・ゼロとの同時達成実現
⑩ カーボンフットプリントを除いたエコロジカルフットプリント	ネイチャーポジティブとの同時達成実現

地方創生・質の高い暮らし

◆ 地域経済の活性化・魅力ある地域づくり ライフスタイル転換

- 地域特性を活かした**資源循環モデル創出**やネットワーク形成を主導できる**中核人材の育成**
- **レアメタルを含む小型家電等**の回収率向上
- 「質」を重視した**建設リサイクル**の推進
- **農山漁村のバイオマス資源**の徹底活用、**下水汚泥資源**の肥料活用
- **長く使える住宅ストック**の形成、**インフラの長寿命化**の推進
- **リユース・リペア等新たなビジネス**の展開支援
- **食品ロス削減、サステナブルファッション**推進、**使用済紙おむつ**のリサイクルへの支援

産業競争力強化・経済安全保障

◆ ライフサイクル全体での徹底的な資源循環・再生材の利用拡大

(循環経済関連ビジネスの市場規模を2030年80兆円、2050年120兆円)

- **再資源化事業等高度化法**の円滑な施行や**産学官のプラットフォーム**の活用による**製造業・小売業等**と**廃棄物処理・リサイクル業**の連携強化
- **廃棄物再資源化への機械化・AI導入**等による高度化・供給拡大支援
- **太陽光パネル**のリサイクル促進等に向けた**制度的枠組み構築**
- 国内外の**資源循環ネットワーク拠点**の構築や**資源循環の拠点港湾**の選定・整備の推進

◆ 国際的な資源循環体制を構築することで資源制約を克服

- G7等の国際的な場において**循環経済のルール形成**をリード
- ASEAN諸国の**電子スクラップ**の我が国での**再資源化体制**の構築
- **金属スクラップ**の不適正な**国外流出**を抑制
- ASEAN諸国等へ**廃棄物管理・リサイクル分野**の**制度・技術等支援**、**インフラ輸出**の促進

カーボンニュートラル ネイチャーポジティブ

◆ 製品等のライフサイクル全体における温室効果ガスの低減に貢献

(資源循環が約36%のGHG削減に貢献可能)

◆ 天然資源消費量を抑制し地球規模の環境負荷低減

政府全体で一体的に取り組み、「同心円」の考え方で**循環経済への移行を実現**

2. 資源循環の促進のための再資源化事業 等の高度化に関する法律について

- 令和6年3月15日に「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案」について閣議決定し、第213回国会で成立。
- 本法においては、**脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進**するため、**基本方針の策定、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況の報告及び公表、再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設等の措置**を講ずる。

基本方針の策定

- ・ 再資源化事業等の高度化を促進するため、国として基本的な方向性を示し、一体的に取組を進めていく必要があることから、環境大臣は、**基本方針を策定し公表**するものとする。

再資源化の促進（底上げ）

- ・ 再資源化事業等の高度化の促進に関する**判断基準の策定・公表**
- ・ **特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況の報告・公表**



再資源化の**高度化に**
向けた**全体の底上げ**

再資源化事業等の高度化の促進（引き上げ）

- ・ 再資源化事業等の高度化に係る**国が一括して認定を行う制度を創設**し、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、**廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の各種許可の手續の特例**を設ける。

※認定の類型（イメージ）

<①事業形態の高度化>

- 製造側が必要とする**質・量の再生材を確保**するため、**広域的な分別収集・再資源化の事業**を促進



例：ペットボトルの水平リサイクル

画像出典：PETボトルリサイクル年次報告書2023 (PETボトルリサイクル推進協議会)

<②分離・回収技術の高度化>

- **分離・回収技術の高度化に係る施設設置**を促進



例：ガラスと金属の完全リサイクル



例：使用済み紙おむつリサイクル

画像出典：太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン
使用済み紙おむつの再生利用等に関するガイドライン

<③再資源化工程の高度化>

- 温室効果ガス削減効果を高めるための**高効率な設備導入等**を促進



例：AIを活用した高効率資源循環

画像出典：産業廃棄物処理におけるAI・IoT等の導入事例集

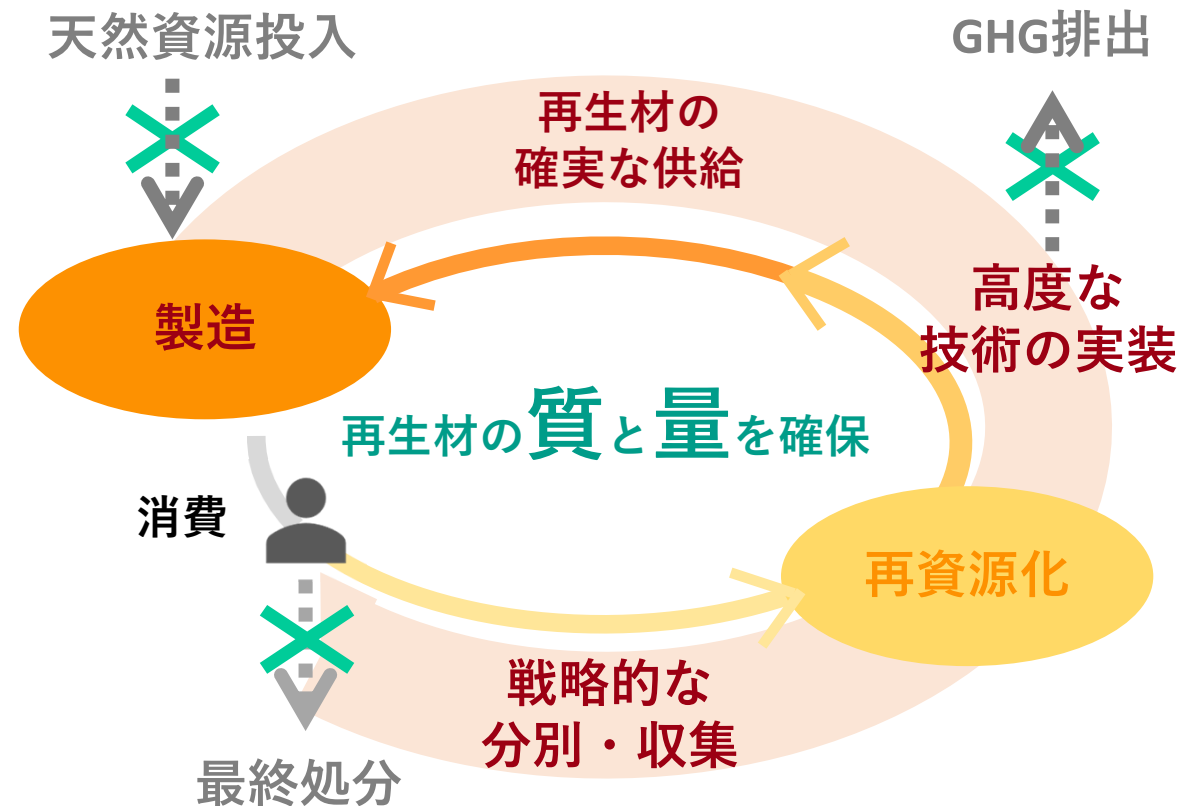
1. 総則（第1章）

目的

（第1条関係）

- ◆ この法律は、効率的な再資源化の実施、再資源化の生産性の向上等による**温室効果ガスの排出の量の削減の効果が高い資源循環の促進**を図るため、**再資源化**のための廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の過程の**高度化を促進**するための措置等を講ずることにより、環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすること。

< 高度化のイメージ >



2.基本方針等（第2章）

基本方針の策定

- ◆ 環境大臣は、**資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化**に関する施策を**総合的かつ計画的に推進**するための**基本的な方針**を定めるものとする。 （第3条関係）

＜基本方針の記載事項＞

- 基本的方向
- 再資源化事業等の高度化のための措置に関する事項
- 再資源化を実施すべき量の割合に関する目標
- その他重要事項

責務規定

（第4条～第7条関係）

国

- ✓ 責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えるものとする。
- ✓ 地方公共団体、廃棄物処分業者、事業者、研究機関その他の関係者が相互に連携して、製造業等の**需要に応じた質・量の再生資源を提供する資源循環**（以下「**需要に応じた資源循環**」という。）の促進に必要な措置を講ずるものとする。

地方
公共団体

- ✓ 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化を促進するよう必要な措置を講ずるものとする。

廃棄物
処分業者

- ✓ 再資源化事業等の高度化及び再資源化の実施に必要な措置を講ずるものとする。
- ✓ 再資源化の実施の状況の開示に努めるものとする。

事業者

- ✓ 再資源化が困難にならないよう、分別して排出する・分離を容易にする製品設計等に努めるものとする。
- ✓ 製品に再生資源を活用するとともに、需要に応じた資源循環に取り組むものとする。

- 国が**目指すべき目標**を定め、**廃棄物・リサイクル業の発展に向けた施策の方向性を提示**。
- **重要な関係者の役割を明確化し、一体的な取組を促進**。

3. 廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項（第3章第1節）

判断基準の策定

（第8条・第9条関係）

- ◆ 環境大臣は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化を促進するため、廃棄物処分業者の**判断の基準**となるべき事項を定めるものとする。
- ◆ 環境大臣は、判断の基準となるべき事項を勘案して、**必要な指導及び助言**をすることができるものとする。


＜判断基準のイメージ＞

- 供給先の需要を把握し、**再生材の質・量を確保**すること
- 可能な範囲で**技術の向上**を図ること
- 省エネ型の設備への改良**や**運転の改善**を図ること
- 目標**を定め、**計画的に取組を進める**こと

勧告・命令

（第10条関係）

- ◆ 環境大臣は、**特定産業廃棄物処分業者**※の**再資源化の実施の状況**が、判断の基準となるべき事項に照らして**著しく不十分**であると認めるときは、**必要な措置をとるべき旨の勧告**をすることができるものとする。
※産業廃棄物処分業者のうち、年間の処分量が政令で定める要件に該当するもの
- ◆ 環境大臣は、勧告を受けた**特定産業廃棄物処分業者**が、**正当な理由がなくてその勧告に従わなかった場合**において、**再資源化の実施の促進を著しく阻害すると認めるとき**は、中央環境審議会の意見を聴いて、その**勧告に係る措置をとるべきことを命ずる**ことができるものとする。

- 
- 国が**資源循環産業のあるべき姿への道筋**を示し、**再資源化に消極的であった廃棄物処分業者も含めて、産業全体を底上げ**。
 - 特に**処分量の多い産業廃棄物処分業者**で取組が**著しく不十分なもの**は、**産業全体の社会的評価が損なわれないよう、より強い措置を講ずる**。

<①高度再資源化事業>

(第11条～第15条関係)

認定等

- ✓ 需要に応じた資源循環のために実施する再資源化のための廃棄物の収集、運搬及び処分の事業（以下「**高度再資源化事業**」という。）を行おうとする者は、高度再資源化事業の実施に関する計画（以下「**高度再資源化事業計画**」という。）を作成し、**環境大臣の認定**を申請することができるものとし、高度再資源化事業計画の変更等について所要の規定を設けること。

廃棄物処理法の特例

- ✓ 環境大臣の認定を受けた者は、廃棄物処理法の規定にかかわらず、**廃棄物処理法による許可を受けないで、認定に係る高度再資源化事業計画に従って行う再資源化に必要な行為を業として実施し、又は認定高度再資源化事業計画に記載された廃棄物処理施設を設置することができるものとし、**所要の規定を設けること。

事業のイメージ



例：ペットボトルtoペットボトル



例：新幹線の部品を新幹線の棚にリサイクル

- **製造業者が求める質・量の再生材を供給**するため、特定の廃棄物を**地方公共団体の区域をまたがって広域的に**収集し、質の高い再資源化を実施する事業を促進。
- 地方公共団体ごとに必要となる廃棄物処理法の許可について、**国による一括認定により迅速に実現。**

<②高度分離・回収事業>

（第16条～第19条関係）

認定等

- ✓ 廃棄物（その再資源化の生産性の向上により資源循環が促進されるものとして環境省令で定めるものに限る。）から高度な技術を用いた有用なものの分離及び再生部品又は再生資源の回収を行う再資源化のための廃棄物の処分の事業（以下「**高度分離・回収事業**」という。）を行おうとする者は、高度分離・回収事業の実施に関する計画（以下「**高度分離・回収事業計画**」という。）を作成し、**環境大臣の認定**を申請することができるものとし、高度分離・回収事業計画の変更等について所要の規定を設けること。

事業のイメージ



例：太陽光パネルの完全リサイクル

廃棄物処理法の特例

- ✓ 環境大臣の認定を受けた者は、廃棄物処理法の規定にかかわらず、**廃棄物処理法による許可を受けないで、認定に係る高度分離・回収事業計画に従って行う再資源化に必要な行為を業として実施し、又は認定高度分離・回収事業計画に記載された廃棄物処理施設を設置することができるものとし、**所要の規定を設けること。



例：風力発電のブレードの解体

- **最先端の技術を用いた再資源化は、国内に事例が少なく、適正処理の妥当性を判断することは容易でないため、施設の審査に時間がかかる。**
- **国が最新の知見を踏まえ迅速に認定するとともに、これらの先進事例に関する知見を蓄積し、同様の事業を全国的に波及。**

＜③再資源化工程の高度化＞

（第20条・第21条関係）

認定等

- ✓ 廃棄物処理施設の設置者であって、当該廃棄物処理施設において再資源化の実施の工程を効率化するための設備その他の当該工程から排出される温室効果ガスの量の削減に資する設備の導入（以下「再資源化工程の高度化」という。）を行おうとするものは、再資源化工程の高度化に関する計画（以下「再資源化工程高度化計画」という。）を作成し、**環境大臣の認定**を申請することができるものとする。

事業のイメージ



例：AIを活用した高効率な再資源化

廃棄物処理法の特例

- ✓ 環境大臣の認定を受けた者は、当該認定を受けた再資源化工程高度化計画に従って行う設備の導入については、**廃棄物処理法の許可を受けたものとみなす**ものとする。

- 廃棄物処理施設への**先進的な高性能の設備導入**は、国内に事例が少なく、その妥当性を判断することが容易ではないため、導入が進んでいない。
- 国の認定を通じて設備導入を促進し、**脱炭素と資源循環を加速**。

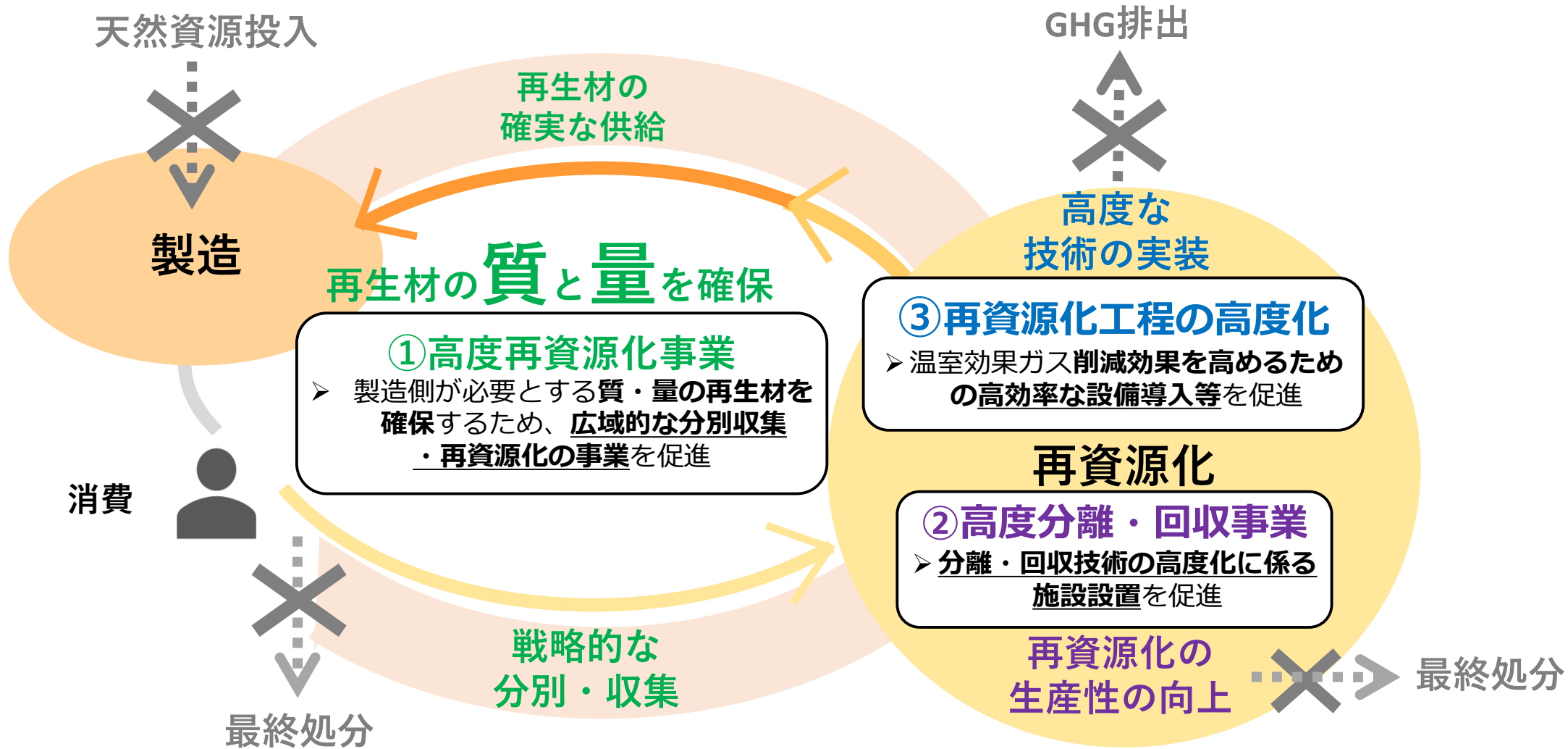
＜登録法人への委託＞

（第22条～第37条関係）

- ✓ 認定の審査に必要な調査のうち、認定の基準に適合しているかどうかの調査の一部を、環境大臣の登録を受けた者（登録調査機関）に行わせることができるものとする。これにより、迅速な認定を実現。

(参考1) 資源循環のイメージと認定の種類

- 再資源化事業等の高度化を促進するため、**国が一括して再資源化事業等の高度化に係る認定（3つの類型）を行い**、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、**廃棄物処理法の廃棄物処分量の許可等の各種許可の手續の特例**を設ける制度を創設。



(参考2) 認定を受けた者への監督等

国

◆ 認定の基準の設定や認定の取消しを通じて、地方公共団体とも連携して監督を実施。

<認定の基準>

- ✓ 事業の内容が、資源循環の促進に資するものであること（生活環境の保全上必要な措置を講じていることを含む）。
- ✓ 廃棄物処理施設が周辺地域の生活環境の保全等について適正な配慮がなされたものであること。等

<監督権限>

- ✓ 環境大臣は、認定の基準を満たさなくなった場合などには、認定を取り消し、または内容の変更を命ずることができる。
- ✓ 環境大臣は、認定を受けた者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

<地方公共団体との連携>

- ✓ 廃棄物処理法と同様に、環境大臣は、廃棄物処理施設の設置を含む認定の申請があったときは、当該廃棄物処理施設の設置に関係する都道府県及び市町村の長に対し、生活環境の保全上の見地からの意見を聴かなければならない。
- ✓ 環境大臣は、認定をしたときは、事業を実施する区域を管轄する都道府県及び市町村の長にその旨を通知しなければならない。

地方公共団体

◆ 廃棄物処理法に基づく権限によって、認定事業者を監督。

<都道府県知事>

- ✓ 不適正な産業廃棄物の処理がされた場合などには、認定事業者に対して改善命令や措置命令を講ずる。
- ✓ 認定の基準に該当しない廃棄物処理施設の維持管理がされた場合には、改善命令や停止命令を講ずる。

<市町村長>

- ✓ 不適正な一般廃棄物の処理がされた場合などには、認定事業者に対して改善命令や措置命令を講ずる。

5.再資源化の実施の状況の報告等（第4章）

再資源化の実施の状況の報告等

（第38条～第40条関係）

- ◆ **特定産業廃棄物処分業者は、毎年度、産業廃棄物の種類及び処分の方法の区分ごとに、その処分を行った数量及びその再資源化を実施した数量を環境大臣に報告**しなければならないものとする。

※特定産業廃棄物処分業者以外の産業廃棄物処分業者も、任意で報告することができることとする。
- ◆ 特定産業廃棄物処分業者は、権利、競争上の地位等が害されるおそれがあると思料するときは、**再資源化を実施した数量がその処分を行った数量に占める割合をもって公表を行うよう環境大臣に請求**できるものとする。
- ◆ 環境大臣は、**報告された事項**について、**公表**するものとする。



- **廃棄物・リサイクル業が再資源化した廃棄物の種類・量に関する個別企業ごとの情報を国が集約・公表し、資源循環の促進に向けた情報基盤を整備。**
- **廃棄物・リサイクル業と製造業者とのマッチング機会の創出。**

<公表内容のイメージ>

社名	産業廃棄物の種類	処分方法	年度の処分量	再資源化した産業廃棄物の量
●●産業	廃プラスチック	破砕	1,000トン	600トン
		焼却	1,500トン	0トン
	がれき類	破砕	400トン	400トン
●●興業	廃プラスチック	破砕	1,000トン	600トン
●●工業	廃プラスチック	約24% (再資源化した量：600トン / 全体の処分量：2,500トン)		

6-1. その他

財政上の措置等

(第41条関係)

◆国は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を実施するために必要な**財政上の措置**その他の措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

環境省の主な関連予算 (R6当初予算及びR5補正予算額)

産業競争力強化・経済安全保障

- ・プラ・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための設備高度化【エネ特】38(50)【R5年度補正】32
- ・脱炭素型循環経済システム構築促進事業【エネ特】47(47)
 - ▶化石由来資源からの再生可能資源(バイオマスプラスチック、SAF等)への素材代替の実証
 - ▶金属・再エネ関連製品(太陽光発電設備等)等の省CO2型リサイクルの実証等
- ・リチウムイオン電池等処理困難物適正処理対策検討業務 0.5(0.4)
- ・自動車リサイクルにおける再生材利用拡大に向けた産官学連携推進事業【一部エネ特】【R5年度補正】17

産業競争力強化・経済成長及び排出削減効果が高いGXの促進

- ・先進的な資源循環投資促進事業【GX】 50(新規)

(金額は億円単位、括弧の付かないものはR6当初予算、括弧内はR5当初予算額)

GX経済移行債による主な投資促進策(案)

製造業	鉄鋼 化学 紙パルプ セメント	・製造プロセス転換に向けた設備投資支援(革新電炉、分解炉熱源のアンモニア化、ケミカルサイクル、バイオケミカル、CCUS、バイオリファイナリー等への転換)
	自動車	・電動車(乗用車)の導入支援・電動車(商用車)の導入支援
	蓄電池	・生産設備導入支援・定置用蓄電池導入支援
運輸	航空機	・次世代航空機のコア技術開発
	SAF	・SAF製造・サプライチェーン整備支援
	船舶	・ゼロエミッション船等の生産設備導入支援
くらし等	くらし	・家庭の断熱窓への改修・高効率給湯器の導入 ・商業・教育施設等の建築物の改修支援
	資源循環	・循環型ビジネスモデル構築支援 ※R6年度以降の資源循環の支援額は3年で300億円
エネルギー	半導体	・パワー半導体等の生産設備導入支援 ・AI半導体、光電融合等の技術開発支援
	水素等	・既存原燃料との価格差に着目した支援・水素等の供給拠点の整備
	次世代再エネ	・パワースタット太陽電池、浮体式洋上風力、水電解装置のサプライチェーン構築支援と、パワースタットの導入支援
	原子力	・次世代革新炉の開発・建設
	CCS	・CCSバリューチェーン構築のための支援(適地の開発等)

「GX経済移行債による投資促進策(案)」より作成

関連する施策との連携

(第42条関係)

- ◆ 国は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策の促進に当たっては、**地球温暖化の防止**に関する施策、**生物の多様性の保全**に関する施策**その他の関連する施策との連携**を図るものとする。

施行期日

(附則第1条関係)

- ◆ 基本方針及び判断基準関係：公布の日から起算して9ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日
- ◆ その他の規定：公布の日から起算して1年6ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日

(参考3) 再資源化事業等高度化法に関する今後のスケジュール

日程	対応事項
<ul style="list-style-type: none"> ● 令和6年5月29日 法律の公布 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 公布から9ヶ月以内で政令で定める日 基本方針・判断基準の施行 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基本方針（告示）・判断基準（省令）の策定 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 関係者の意見も踏まえつつ策定 2. 特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の基準（政令）の策定 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 対象となる事業者への早期の周知
<ul style="list-style-type: none"> ● 公布から1年6ヶ月以内で政令で定める日 認定制度・報告公表制度の施行 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 認定制度の施行に向けた対応 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 認定の基準等の下位法令・申請の手引きの整備、事業者・地方公共団体への制度の周知 ➤ 迅速な認定の実現のための体制強化 2. 報告公表制度の施行に向けた対応 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 事業者による報告のためのシステムの整備等

(参考4) 再資源化事業等高度化法に関する国会審議での主な指摘事項

- ◆ 静脈産業と連携しつつ、製品のライフサイクル全体を通じた環境配慮の推進や再生材の利用拡大に向けた措置を講ずるとともに、拡大生産者責任の趣旨に則って、動脈産業における資源循環と廃棄物の発生抑制に関する施策の充実強化を図るべき。
- ◆ 国が認定を行う際は、地域住民や地方公共団体等の意見を踏まえ、地域の生活環境に悪影響を及ぼすことがないよう慎重に判断を行うべき。
- ◆ 認定事業者が再資源化事業等高度化法、廃棄物処理法等に違反することがないように国が責任を持って十分な監視、監督に努めるとともに、当該事業者等による不適正な処理が行われ地方公共団体に新たな事務負担等が生じる場合には、国が必要な措置を講ずるよう努めるべき。
- ◆ 廃棄物処分業者が再資源化事業等の高度化を行うに当たっては財政上の措置を含めた必要な支援を行うべき。
- ◆ 質及び量の両面において資源循環を進めるため、両輪の関係にある動脈産業と静脈産業が情報の共有や連携を図るべき。
- ◆ 再資源化事業等の高度化に加え、社会全体での廃棄物の発生抑制及び製品の再使用等の取組の一層の推進を図るべき。特に、プラスチック汚染に関する条約策定等を始めとする国際的な動向も踏まえ、プラスチック等の高度な資源循環等を推進するべき。